

～出席停止の様式変更について(お知らせ)～

季節性インフルエンザを含む学校感染症にかかったときの出席停止については、学校保健安全法第19条の規定により学校長が行うことになっています。

出席停止の措置をとった場合、登校許可書が必要になります。今回、出席停止の様式が変更になりました(様式1、様式2：インフルエンザのみ必要)。登校する際は、登校届の枠内を保護者の方が記入・押印していただき、医療機関を受診したことを証明できる書面1通(調剤明細書の写し、薬情報の写し等)を添付して提出してください。

出席停止となる学校感染症に感染した場合は、必ず担任に御連絡ください。学校から「出席停止のお知らせ及び登校届」をお渡しします(八頭高ホームページからダウンロードしてお使いいただくこともできます)。

なお、新型コロナウイルス感染症に感染された場合は、別紙の案内(冬期休業中の新型コロナウイルス感染症に関する連絡について)の年末年始特定期を除き、引き続き電話連絡をお願いいたします。

様式1

様式2(インフルエンザの場合のみ必要)

令和 年 月 日

年 組 _____
保護者様 _____

八頭高等学校長

出席停止のお知らせ

お子様は、学校保健安全法施行規則に該当する学校感染症に診断されましたので、下記のとおり出席停止を指示します。
 ついては、医療機関が示す療養期間を守るとともに、療養期間中は他者との接触を避けてください。
 なお、この期間は欠席扱いではありません。

記

1 病名 _____

2 出席停止期間 _____ 月 _____ 日から、医師が出席を許可する日まで

※登校する際には、下記登校届の枠内を保護者の方が記入・押印の上、学校へ提出する際、**医療機関を受診したことを証明できる書面1通(調剤明細書の写し、薬のものがましい)を添付**してください。
 ※ただし、インフルエンザにおいては、最初の受診時に医師から指示される場合もインフルエンザ出席停止期間の基準に基づき、保護者が生徒の病状を確認することなく、再度医療機関を受診し、医師に許可を得る必要はありません。

登校届

学校長様 _____

(病名) _____ と診断され、_____ 年 月 日より、医療機関において治療を受けていますが、
 医師の指示により 病状が回復したので(インフルエンザの場合： 月 日解熱)
 _____ 年 月 日から登校します。(どちらかの□に記入してください)

記入日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

(生徒氏名) _____ 年 組 _____

(保護者氏名) _____

※インフルエンザについては、裏面を記載してください。

保護者記入

保護者様

インフルエンザ後に学校へ登校される前に、お子様の様子を観察し、下の事項に確認のチェックを入れてください。(併せて項目ともに入らなければならない。出席停止期間については下記の早見表を参照してください。)

発熱した後、5日を経過しました。
 ※発熱した日は、病院を受診した日ではなく、症状が始まった日で、その日を0日と数えます。
 発熱から5日を経過し、6日目から登校が可能です。

解熱した後、2日発熱がありません。
 ※解熱した日を0日と数えます。解熱から2日経過し、解熱後3日目から登校が可能です。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後
例1 発症後1日目に解熱した場合	発熱	★解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能
例2 発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能
例3 発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能
例4 発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日目	解熱後2日目
例5 発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	★解熱	解熱後1日目
	出席停止						

※出席停止期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

- ◎ インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」です。
- ◎ 発症した日から数えると、6日間の出席停止が必要ということになります。
- ◎ 発症後4日以降に解熱した場合(例4、5)は、出席停止期間が延長されます。

インフルエンザ出席停止期間の基準を必ず確認してください。